

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年6月17日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前11時26分 散会

付託事件

議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第72号(ただし、別表中歳出を除く)、報告第16号、報告第22号(ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く)、報告第23号(ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く)、報告第24号(ただし、別表中歳出を除く)、令和3年請願第1号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第61号 水戸市市税条例の一部を改正する条例
- ② 議案第62号 水戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第63号 水戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算(第3号)(ただし、別表中歳出を除く)
- ⑤ 報告第16号 専決処分について(水戸市市税条例の一部を改正する条例)
- ⑥ 報告第22号 専決処分について(令和2年度水戸市一般会計補正予算(第12号))(ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く)
- ⑦ 報告第23号 専決処分について(令和3年度水戸市一般会計補正予算(第1号))(ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く)
- ⑧ 報告第24号 専決処分について(令和3年度水戸市一般会計補正予算(第2号))(ただし、別表中歳出を除く)

(2) 請願審査

- ① 令和3年請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める請願

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

議長	須田浩和君	議員	土田記代美君
----	-------	----	--------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻	充	君				
市長公室長	小田木	健治	君	秘書課長	篠原	芳之	君
政策企画課長	宮川	孝光	君	交通政策課長	川上	悟	君
情報政策課長	北條	佳孝	君	みとの魅力 発信課長	出沼	大	君
総務部長	園部	孝雄	君	総務法制課長	上垣外	泰之	君
行政経営課長	熊田	泰瑞	君	人事課長	安里	裕行	君
財産活用課長	谷津	茂男	君	市民課長	渡邊	徳子	君
財務部長	白田	敏範	君	税務事務所長	川津	英臣	君
財務部参事兼 財政課長	梅澤	正樹	君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木	信也	君
契約検査課長	鈴木	和男	君	資産税課長	浅野	一志	君
収税課長	高安	正紀	君				
市民協働部長	川上	幸一	君	市民協働部 副部長	小嶋	いつみ	君
市民協働部 技監	太田	達彦	君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石	嘉亮	君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏	直樹	君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山	和夫	君
防災・危機 管理課長	小林	良導	君	生活安全課長	村沢	晶弘	君
文化交流課長	沼田	誠	君	新市民会館 整備課長	須藤	文彦	君
男女平等 参画課長	石塚	美也	君				
生活環境部長	佐藤	則行	君	環境保全課長	柴崎	美博	君
衛生事業課長	黒澤	純一郎	君	ごみ減量課長	栗原	千尋	君
廃棄物対策 課長	亀井	俊道	君	清掃事務所長	武田	和馬	君
会計管理者兼 会計課長	小田木	義弘	君				
選挙管理委員会 事務局長	外岡	淳一	君				
監査委員 事務局長	和田	隆	君	監査委員 事務局次長	永井	誠一	君

議会議務局長 小 嶋 正 徳 君 議会議務局長兼 天 野 純 一 君
議次長 務課長

6 事務局職員出席者

総務課 吉 田 友 洋 君 書記 武 田 侑 未 子 君
課長 補佐

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、議事に先立ちまして、議会改選後、執行部の皆さんが出席をいたしました最初の委員会でございますので、この際、委員並びに執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、私のほうから自己紹介をさせていただきます。

このたび、総務環境委員長を拝命いたしました高倉富士男でございます。何分不慣れな点もございますけれども、委員の皆様、そして執行部の皆様の御協力を仰ぎながら円満な委員会運営をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、副委員長、お願いいたします。

○佐藤副委員長 改めましておはようございます。

佐藤昭雄でございます。引き続きの総務環境委員会ということで拝命いただきました。委員長を支えさせていただきながら、円満な委員会運営をさせていただきたいと思いますので、皆様方の御協力のほどをお願いいたします。よろしく願いいたします。

○高倉委員長 それでは、各委員さんからお願いをいたします。

○大津委員 総務環境委員会に選ばれました大津です。どうぞよろしく願いいたします。

○福島委員 いつも総務環境委員会にいます、福島です。よろしく願います。

○田中委員 田中真己です。私も引き続きになりました。活発な質疑に頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 それでは、次に、執行部から順次、お願いをいたします。

○田尻副市長 水戸市副市長の田尻充でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○小田木市長公室長 市長公室長の小田木健治でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○篠原秘書課長 秘書課長の篠原芳之でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○宮川政策企画課長 政策企画課長の宮川孝光でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○川上交通政策課長 交通政策課長の川上悟でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○北條情報政策課長 情報政策課長の北條佳孝と申します。よろしく願います。

○出沼みとの魅力発信課長 みとの魅力発信課長の出沼大と申します。よろしく願いいたします。

○園部総務部長 総務部長の園部孝雄です。よろしく願いいたします。

○上垣外総務法制課長 総務法制課長の上垣外泰之でございます。よろしく願います。

○熊田行政経営課長 行政経営課長の熊田泰瑞でございます。よろしく願いいたします。

○安里人事課長 人事課長の安里裕行でございます。どうぞよろしく願います。

○谷津財産活用課長 財産活用課長の谷津茂男と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○渡邊市民課長 市民課長の渡邊徳子と申します。よろしく願いいたします。

○白田財務部長 財務部長の白田敏範でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○川津税務事務所長 税務事務所長の川津英臣でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 梅澤財務部参事兼財政課長 財務部参事兼財政課長の梅澤正樹です。よろしくお願ひいたします。
- 鈴木契約検査課長 契約検査課長の鈴木和男でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐々木税務事務所参事兼市民税課長 市民税課長の佐々木信也でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 浅野資産税課長 資産税課長の浅野一志でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 高安収税課長 収税課長の高安正紀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 川上市民協働部長 市民協働部長の川上幸一でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小嶋市民協働部副部长 市民協働部副部长の小嶋いつみでございます。よろしくお願ひいたします。
- 太田市民協働部技監 市民協働部技監の太田達彦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 白石市民協働部参事兼市民生活課長 市民生活課長の白石嘉亮でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 体育施設整備課長の青山和夫でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 柏市民協働部参事兼スポーツ課長 スポーツ課長の柏直樹でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 須藤新市民会館整備課長 新市民会館整備課長の須藤文彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 小林防災・危機管理課長 防災・危機管理課長の小林良導でございます。よろしくお願ひいたします。
- 村沢生活安全課長 生活安全課長の村沢晶弘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 沼田文化交流課長 文化交流課長の沼田誠でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 石塚男女平等参画課長 男女平等参画課長の石塚美也と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐藤生活環境部長 生活環境部長の佐藤則行でございます。よろしくお願ひいたします。
- 柴崎環境保全課長 環境保全課長の柴崎美博と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 黒澤衛生事業課長 衛生事業課長の黒澤純一郎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 栗原ごみ減量課長 ごみ減量課長の栗原千尋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 亀井廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の亀井俊道でございます。よろしくお願ひいたします。
- 武田清掃事務所長 清掃事務所長の武田和馬と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 小田木会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長の小田木義弘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 外岡選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の外岡淳一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 和田監査委員事務局長 監査委員事務局長の和田隆と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 永井監査委員事務局次長 監査委員事務局次長の永井誠一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 小嶋議会事務局長 議会事務局長，小嶋正徳でございます。よろしくお願ひいたします。
- 天野議会事務局次長兼総務課長 議会事務局次長兼総務課長の天野純一でございます。よろしくお願ひいたします。

○高倉委員長 以上で紹介は終わりました。

この際、お諮りをいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第61号ほか7件、それに請願1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りをいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに執行部に提出議案等の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に請願の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第61号ほか7件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案等の説明を願います。

初めに、議案第61号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 それでは、議案書①の1ページをお開き願います。

市議会議案第61号 水戸市市税条例の一部を改正する条例につきまして、財務部市民税課及び資産税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、水戸市市税条例の一部を改正する必要があるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の個人市民税に関する改正につきましては3点ございます。

1点目のアは、寄附金税額控除の範囲の見直しでございますが、特定公益増進法人等に対する寄附金の中で当該法人等が出資に関する業務に充てることが明らかなものを寄附金控除の対象から除くものです。

2点目のイにつきましては、特定一般用医薬品等の購入費を医療費控除の対象とするセルフメディケーション税制の延長でございますが、この特例の適用期間を、平成30年度から令和4年度までとしていたものを、さらに5年間延長して令和9年度までとするものです。

3点目のウは、所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長措置が講じられたことに伴い、個人市民税においても控除期間を13年間としている特例について、一定の期間に契約をした場合に、令和4年末までの住宅等への入居者を対象とするものです。

(2)の法人市民税に関する改正につきましては、法人税において、企業グループを一つの納税単位とする

連結納税制度から、企業グループ内で損益通算を可能とした上で、グループ内の各法人を個別の納税単位とするグループ通算制度へ移行することに伴い、規定を整備するものです。

(3)の固定資産税に関する改正では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に係る見直しにより、特例措置の新設及び廃止がありましたので、規定を整備するものです。

アの新設された特例措置につきましては、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る特例措置で、浸水被害防止・軽減のため、関係法令に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設で、例えば、貯留槽や透水性舗装などについて、軽減割合として課税標準額などに乗ずる割合を6分の1と定め、6分の5を軽減するものです。

適用条件といたしましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までに取得した場合に適用となります。

イについては、改正前の特定都市河川浸水被害対策法に基づく特例措置でございますが、アの特例措置の創設に伴い廃止するものでございます。

続きまして、ページを返していただき、2ページを御覧願います。

(4)の軽自動車税に関する改正でございますが、軽自動車税（種別割）のグリーン化特例について、営業用乗用車と軽貨物自動車のうち電気自動車または天然ガス自動車は標準税率から75%を軽減し、営業用乗用車のうち一定の燃費基準を満たしているガソリン車等は標準税率から50%または25%を軽減する特例の適用期間を2年間延長するものです。

なお、参考といたしまして、営業用乗用車等の標準税率と特例による軽減税率を記載しておりますので、御参照願います。

(5)は、たばこ税に関する改正でございますが、たばこ税につきましては、急激な税額の増加による納税環境の変化を抑制するために、平成30年度から税率や課税方式を段階的に見直しております。このたびの改正につきましては3点ございます。

1点目のアについては、たばこ税の税率の見直しによるもので、市たばこ税の税率を、令和3年10月から、1,000本当たり現行の6,122円から6,552円に改めるものでございます。

参考としまして、たばこ税の税率改正の経緯を記載しており、そのうち市たばこ税につきましては、太枠で囲った部分の税率となっておりますので、御参照ください。

2点目のイの軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しにつきましては、これまで、葉巻たばこの重量1グラムごとに紙巻きたばこ1本に換算する重量比例課税方式としていたものを、下の表の右側の太枠で囲った部分に記載しましたとおり、令和2年10月の改正により、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算する一定の経過措置を講じた上で、令和3年10月から、重量1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する本数課税方式に移行するものでございます。

次に、3ページを御覧願います。

3点目のウについては、加熱式たばこの課税方式の見直しでございますが、課税標準の算定方法について、これまでの重量のみを基準としていた旧算定方法から、重量及び小売価格を基準とした新算定方法へ移行するため、令和4年10月まで5回に分けて段階的に見直すものです。

参考といたしまして、加熱式たばこの課税標準算定の見直しイメージ図を記載しており、その中の網かけ部分が段階的な新算定方法への移行を示しております。

3の施行期日は、公布の日でございます。ただし、以下の(1)から(5)までについてはそれぞれで定める日とするものです。

(1)たばこ税の税率引上げ、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し及び加熱式たばこの課税方式の見直しに係る改正規定については、令和3年10月1日。

(2)個人市民税の寄附金税額控除の範囲の見直しに係る改正規定は、令和4年1月1日。

(3)法人市民税に係る改定規定は、令和4年4月1日。

(4)改正条例第2条の加熱式たばこの課税方式の見直しに係る改正規定は、令和4年10月1日。

(5)浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の改正規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日、または、この条例の公布の日のいずれか遅い日とするものです。

資料5ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第62号 水戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 続きまして、議案書①の9ページをお開き願います。

市議会議案第62号 水戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、財務部市民税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、令和3年度の税制改正大綱において示された、税務関係書類における押印義務の見直しに伴い、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、審査申出及び口頭審理等の受付において押印を不要とするものです。

3の施行期日は、公布の日でございます。

資料3ページ以降に、新旧対照表及び参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第63号 水戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 議案書①、11ページをお開き願います。

水戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務部人事課提出の資料により御説明申し上げます。

職員のサービスの宣誓につきましては、職員の倫理的自覚を促すことを目的として、地方公務員法第31条の規定に基づき定めているものです。

1の改正理由でございますが、令和2年7月17日閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる

骨太の方針2020において、全ての行政手続を対象に、原則として書面・押印・対面を不要とするよう見直しを行うこととされたことを踏まえまして、関係規定の整備を行うものです。

2の改正内容でございますが、職員の服務の宣誓の際に押印及び対面を不要とするものです。

具体的には、資料2ページ、新旧対照表を御覧願います。

第2条において、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、の規定を削除し、別記様式による宣誓書に署名し、任命権者に提出するよう改めるとともに、様式中の押印を不要とするよう規定を整備するものです。

資料1ページにお戻り願います。

3の施行期日につきましては、公布の日とするものです。

2ページに新旧対照表、3ページに参照条文がございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出を除く）について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の39ページをお開きください。

市議会議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に2億2,750万円を追加し、総額を1,192億630万円とするものでございます。

裏面、40ページの別表、歳入歳出予算補正に各款項の補正額等を記載しております。

内容につきましては、議案書②、令和3年度補正予算に関する説明書により説明いたします。

議案書②の2ページをお願いいたします。

歳入について、御説明をいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る財源として2億2,701万1,000円を措置するものでございます。

次に、22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、社会保険及び雇用保険の掛金を合計で48万9,000円の増額とするものでございます。

議案第72号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第16号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 それでは、議案書①の41ページをお開き願います。

報告第16号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例について、42ページから46ページまでの別紙のとおり、令和3年3月31日付で処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容につきましては、財務部市民税課及び資産税課提出の資料により御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年4月1日に施行されることとなったため、専決処分により水戸市市税条例の規定を整備したものです。

2の主な改正内容でございますが、(1)の固定資産税等に関する改正につきましては、3年ごとに行われる固定資産の評価替えに伴う措置といたしまして、改正前の条例と同様に再度、令和3年度から令和5年度までの3年間の措置を規定するもので、具体的な内容といたしましては以下の3点がございます。

まず、1点目のアにつきましては、土地の価格の特例でございますが、令和3年度評価替えにより、令和4年度及び令和5年度の固定資産の価格は、原則として令和3年度の価格を基準とするものですが、地価の下落により価格を据え置くことが著しく均衡を失すると認められる場合に、価格の修正を行うことを規定したものでございます。

2点目のイの固定資産税等の経過措置につきましては、前年度家屋の新築、取壊しなどの利用状況に変更があった宅地等や、農地、山林などであったものが宅地等に変った場合などの課税標準の算定方法について規定をしたものでございます。

また、3点目のウにつきましては、固定資産税等の負担調整措置でございますが、農地や宅地等に対する令和3年度から令和5年度までの固定資産税等において、土地の評価額に対する前年度の課税標準額の割合である負担水準に応じて、評価額が上昇してもなだらかに税負担を上げる措置を規定したものです。あわせて令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の変化を踏まえ、税負担に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増額する土地について前年度の税額に据え置く措置を規定したものです。

次に、(2)の軽自動車税に関する改正ですが、軽自動車を取得した際に賦課される環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置の期間が、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として、令和3年3月まで6か月延長されておりましたが、さらに今回の令和3年度税制改正により、令和3年12月まで9か月間延長することとなったため、関係規定を整備したものです。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

資料3ページ以降に新旧対照表及び参照条文がございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）についてでございますが、報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）及び報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出を除く）につきましても、いずれも補正予算の専決処分でございますので、これらの案件を一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の57ページをお開きください。

報告第22号 専決処分について、御説明いたします。

地方自治法の規定に基づき、令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号）を専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、58ページが処分した補正予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から2億5,000万円を減額し、総額を1,626億539万円とするとともに、第2条では継続費の追加、第3条では地方債の変更を行ったものであります。

処分日は令和3年3月31日でございます。

なお、次に御説明いたします報告第23号の令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を同日付で処分しております。この2つの予算により、国庫補助事業について予算を計上する年度の調整を行ったものでございます。したがって、事業費は合計で変更するものではございません。

具体的には、右側の59ページの第1表を御覧ください。

歳出でございます。

令和2年度予算では、7款商工費を3億円減額し、10款教育費を5,000万円増額し、トータルで2億5,000万円の減としております。

恐れ入りますが、63ページをお開きください。

こちらは、令和3年度の補正予算でございます。

先ほどの予算とは逆に、7款商工費を3億円増額、10款教育費を5,000万円減額し、合計で2億5,000万円の増としたところであり、この2つの補正予算の合計で増減がないように調整したものでございます。国庫補助金の交付決定時期にあわせて予算年度の調整をしたものでありますので、御承知おきを願います。

それでは、補正の内容について、議案書③、令和2年度補正予算に関する説明書にて御説明いたします。

議案書③の2ページをお願いいたします。

令和2年度補正予算（第12号）の歳入の御説明でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億円の減額としたものでございます。

7目教育費国庫補助金は、笠原小学校校舎増築事業2期の財源として1,755万円を新たに計上いたしました。

21款1項1目繰越金は、補正に要する一般財源として前年度剰余繰越金を5万円措置しております。

23款1項市債、7目教育債につきましては、笠原小学校校舎増築事業2期の財源として3,240万円を新たに計上したものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

それでは、議案書①の60ページをお開きください。

下段の第3表、地方債補正につきましては、先ほど御説明したとおり、市債を増額しております。このため、小学校整備事業の限度額を変更したものでございます。

報告第22号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

右側の61ページをお願いいたします。

報告第23号 専決処分について、御説明いたします。

こちらは、令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、報告し、承認を求め
るものでございます。

ページを返していただきまして、62ページをお願いいたします。

62ページが処分した補正予算でございます。

第1条では、先ほど御説明したとおり、歳入歳出予算にそれぞれ2億5,000万円を追加し、総額を
1,187億6,000万円とし、第2条で継続費の補正を行ったものでございます。

処分日は令和3年3月31日でございます。

右側の歳入歳出予算補正につきましては、先ほど御説明したとおり、令和2年度で減額した分を2億
5,000万円増額した内容を記載しております。

それでは、議案書④の令和3年度補正予算に関する説明書の2ページをお願いいたします。

令和3年度補正予算（第1号）の歳入の御説明をいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金は新型コロナウイルス感染症
対応地方創生臨時交付金について、令和2年度予算で減額した3億円を、令和3年度予算として新たに措置
したものであります。

7目教育費国庫補助金は、笠原小学校校舎増築事業の財源を923万4,000円減額しております。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金については、補正で減額となった一般財源を調
整するため、816万6,000円の減額をしております。

23款1項市債、7目教育債につきましては、笠原小学校校舎増築事業の財源を3,260万円減額して
おります。

報告第23号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

恐れ入ります、議案書①の65ページをお願いいたします。

報告第24号 専決処分について、でございます。

こちらは、令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、報告し、承認を
求めるものでございます。

ページを返していただきまして、66ページをお願いいたします。

こちらが処分した補正予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に2億1,880万円を追加し、総額を1,189億7,880万円とした
ものでございます。

処分日は令和3年4月19日でございます。

右側の67ページ、別表、歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額を示しております。

それでは、議案書④の10ページで歳入の説明をしたいと思っております。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金につきましては、ひとり親世帯の生活支援特

別給付金の支給に関する財源として2億1,823万6,000円を措置しております。

次に、22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、社会保険及び雇用保険の掛金を合計で56万4,000円増額したものでございます。

報告第24号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行ってまいります。

初めに、議案第61号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。
田中委員。

○田中委員 市税条例で2つ聞きたいと思っております。

1つは、個人市民税の改正でセルフメディケーション税制の延長という項目があるわけですが、この制度が一体どういうものかということであります。

少し調べてみますと、医者の方でなくても、ドラッグストアとかで自分で医薬品を購入した場合に、指定された医薬品でなければならないようですが、1年間の購入額から1万2,000円を引いて、この上限8万8,000円以内のものを申告すれば控除されるということのようなんですけれども。そのドラッグストアに行ったときに、これはその対象で、これはそうではないということを意識している人はそう多くないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。実態としてはこの控除の対象をきちんと申告して、控除を受けているという実績はあるんでしょうかということであります。

また、そういうことについて何か周知されているのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木参事兼市民税課長 ただいまの田中委員の御質問についてお答えいたします。

まず、セルフメディケーション税制がどういった制度かということで、枠組みとしてまず御説明をいたします。

セルフメディケーション税制につきましては、所得税法の医療費控除の特例措置としまして、平成30年度から発足した制度でございまして、申告手続としましては、通常の医療費控除か、このセルフメディケーション税制の特例のほうか、いずれかを選択することになっております。いずれかを選択することで、税制の適用があるということになりまして、それぞれ医療費控除のこのセルフメディケーション税制のほうの特例控除の、所得から控除される措置でございます。

実際、水戸市のほうで、これは令和2年度の実績でございますが、セルフメディケーション税制による医療費控除の金額としましては約145万円がございました。

どういった薬がセルフメディケーション税制の対象になるのかということの御質問につきましては、商品のパッケージのほうにセルフメディケーション税制対象ということで、そういったシールが貼ってあるということでございます。あとは、仮にパッケージに対象のシールとかが剥がれていて確認できなかったという場合でも、レジで精算した後にレシートのほうにセルフメディケーション税制の対象なのかどうかということとは記載されることになっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですよ、多くの人は分からないんじゃないかと。見ると1,500品目以上はこういう対象として登録されているというんですけれども、そもそもその制度があること自体を知らないんじゃないかと。胃薬とか、消炎鎮痛剤とか、抗ウイルス薬とか、商品名を言うところとちよつとまずいと思うので言いませんけれども、水虫の薬とか、いろいろあるようなんですけれども、多分分からないと思うんですよ。いろんなものと一緒に買って、そのレシートをちゃんと取って申告に出すよという人、みんながやればもっと145万円とかというレベルじゃないんじゃないかとは思いますが、そういうことは十分浸透して145万円なのか、市としてはその点は特別周知するとかということではなくて、受け身で申告結果を受けていると。そういう関係で、たくさん買っている人であれば、これを利用したほうがいいのはいいわけなんですけれども、そういった辺り、ちよつと考え方を聞きたいなと思います。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 申し訳ございません、先ほど、どういった周知方法を取っているのかというところの御質問についてちよつとお答えしませんでしたので、すみませんでした。

改めまして、水戸市として、セルフメディケーション税制のこういった特例の周知方法ということなんですけれども、申告の期間が始まる前に、水戸市のほうで、申告対象の方には申告書をお送りしているんですが、そういった方に一応パンフレットのほうで、このセルフメディケーション税制に特化した形のパンフレットではないんですけれども、税制度の説明を案内したパンフレットのほうでこういったセルフメディケーション税制の御案内等もしております。

また、所得税の国税のほうでもホームページとか、パンフレットなどで説明はしております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりましたけれども、実際はどこに返してというのは、まだ始まって3年ですか、4年目かな、ということで、延長するにしてもまだ認知されていないのかなというふうに思いますので、その点は周知がまだ必要なんじゃないかということ意見を言っておきたいと思えます。

もう一つの質問は、住宅借入金の特別税額控除なんですけれども、これもまた延長ということですね。10年を13年とする特例を3年延長すると、そういうことなんだと思うんですけれども、この一定期間に契約した場合という条件がついていますよね。もう10年経ってしまつて、一度切れてしまつて、もう既に入居している人とか、もし、これに該当すればまた控除が受けられるという期待を持つんですけれども、そうではないのか、この条件ですね、一定の期間というのはどういう中身なのかを御説明いただきたいと思えます。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの田中委員の御質問についてお答えいたします。

住宅ローン控除等の、この一定の契約をした場合ということについての御質問なんですけど、この契約期間としましては、新築住宅については今年の令和3年9月30日までに契約した場合で、また、中古住宅や増改築等については、今年の令和3年11月30日までに、工事請負契約とか、売買契約を締結した場合で、かつ令和4年末までに住宅のほうへ入居した方が対象になってまいります。

○田中委員 分かりました。

○高倉委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○高倉委員長 そのほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 この中でたばこ税の税率改正のことで、現在水戸市は、たばこ税は19億円ぐらいだと前やっただんですが、今幾ら入っているんですか、去年は。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、令和2年度は、ちょっとまだ計算のほうは確定はしていないんですが……

○福島委員 概算でいいよ。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 計算見込みとしましては、約18億6,400万円でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、今回の税率改正によってたばこ税の見込みは、水戸市は影響額がどのぐらいあるんですか。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の令和3年10月の改正で、この税率改正だけということではよろしいですか。

○福島委員 うん、それだけ。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 税率改正だけで申しますと約3,750万円でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうしますと、大体18億6,400万円と3,750万円ですから19億円なんですよね。だから、一番大切なのは水戸市の都市計画税同等以上に歳入見込みがあるので、ただ我々はこのたばこ税に対しては執行は一応考えないと受益者負担と言うが、たばこは吸うなどと言って金だけ取っちゃってき、じゃ、どこも駄目ですよというようなことなんでしょうけれども、現実に吸えばお金は取っちゃうよということになるんでしょうけれども、こういう問題点というのは何か水戸市として独自の対策は考えていないのか。喫煙者に対して愛の手を。ないの。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの福島委員の御質問についてお答えします。

やはり地方税法に基づくものでございますので、水戸市独自でというのはなかなかちょっと対策しづらい部分があるんですけれども、今回、令和3年度の税制改正の中で、こういったたばこ税の税収を使って、今社会的にも問題になっている受動喫煙であつたりとか、そういったケースに対応できるような喫煙者にとっての施設を造ったりとかということの方針は示されておりました。それは国による事業なんですけど、そういったものに基づいて、社会全体的にそういう施設を整備するとかという流れに今後はなっていくのかなということも認識しております。

○高倉委員長 福島委員。

○**福島委員** 課長でなかなか答えられない部分だけでも、例えば、19億円入るとね、地方税で、現実的に公共的に取り入れるようになると3倍、大体60億円の仕事ができるわけですよ。自由財源が1億円あれば、国、県から1億円ずつついて3億円使えるわけだから、例えば、道路や学校やほとんどそういう問題はね。だから基本的にこの19億円の金を、毎年ですよ、事業計画を立てて何を重点項目に上げるかというようなことは、もうないんだ、みんな財政で使われちゃうから、そういうのは。あと、国の支出というのはそういうのはないの、ないだろうな。

○**高倉委員長** 佐々木参事兼市民税課長。

○**佐々木税務事務所参事兼市民税課長** 今の御質問についてお答えいたします。

基本的には、たばこ税の税収というのは一般財源のほうに入りますので、先ほど、ちょっと申し上げましたとおり、税制改正でそういったものを使っていくような方向性というものは示されてはおりますが、具体的に、じゃ、いつからということではない、また、そういったその施行期日とか、そういった期日が具体的に決まっているわけではないので、原則としては一般財源のほうに入ってしまうので、なかなかその使い道を特定するというのが難しいです。すみません。

○**高倉委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、議案第61号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第62号 水戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○**田中委員** 議案第62号なんですけれども、審査手続に関わる押印を不要とするという、それだけといえればそれだけなんだろうけれども、実際にこの固定資産評価審査委員会というのはどういう工程で、審査委員会そのものはどれぐらいの頻度で開かれているのかということをお聞きしたいんですが、そもそも審査とは何かということで、固定資産のいろんな評価替えが何年か置きにあると思うんですけれども、それに伴う不服だとかということなのかなと想像するんですが、その辺の実状もあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

○**高倉委員長** 佐々木参事兼市民税課長。

○**佐々木税務事務所参事兼市民税課長** ただいまの田中委員の御質問についてお答えいたします。

固定資産評価審査委員会というものの組織ですね、それについては、こういった審査委員会というのが設立された目的というのは、もともと固定資産税の課税台帳に登録された価格のほうに納税者が不服があった場合に審査、決定するために設置している機関でございます、一応構成員としましては、外部有識者3名で構成しております。昨年、令和2年度の審査申出の件数としては2件ほどあったということでございます。

○**高倉委員長** よろしいですか。

○**田中委員** はい。

○**高倉委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高倉委員長** ないようですので、議案第62号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第63号 水戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 これは押印と対面を不要とするというんですけれども、宣誓書を見ましたらば、非常に、何と申しますか、崇高な宣誓でありまして、主権が国民に存するとか、日本国憲法を尊重するとか、民主的かつ能率的な運営とか、全体の奉仕者とか、非常に大事な宣誓なんだなということを改めて思ったわけなんですけれども。この押印の廃止はいいとして、対面しないということは宣誓しないということにならないのかなと思うんですけれども、この意味はどういうことなのかちょっと御説明いただけますか。

○高倉委員長 安里人事課長。

〔「ちょっと待って。同じだ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 ですから、この改正前は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前においてというのと、署名しなければならない、とあって、今度の改正後は、新たに職員となった者は宣誓書に署名し、任命権者に提出しなければならないとこう変わったんですが、そうするとこの面前よりも何よりも、この提出は手渡しでなくて郵便でも何でも、また誰かに頼んでも構わないという意味なのか。分からないんだよ、これ。署名をし、任命権者に提出しなければならないというものは、任命権者に提出するということは対面でしょう、そういうものはなくなったというんだけれども、この意味は何なのかと。

その基本には、簡略化したと思うんですが、こんなに変わった理由は何なのかと。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの福島委員、田中委員の御質問にお答えします。

今回の改正により、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、ということ削除した理由でございますが、資料の1ページの改正理由にございますとおり、国のほうにおいて全ての行政手続を対象として、原則として書面、押印、対面を不要とするような見直しを行うこととされたことを踏まえて、今回、国等も参考にしながら順次改正をしたものでございます。

現在の職員のサービス宣誓でございますが、毎年4月1日に実施しております新規採用者の辞令交付式の際に、全ての新規採用職員にサービスの宣誓の意図を説明して、任命権者の前でサービスの宣誓をさせており、また、署名については市長部局においては任命権者が定める上級の公務員として人事課の役職者の前で宣誓書に署名、押印の上、提出をさせておるところなんです、これを踏まえ、このように改正を考えておりますが、実際の実施におきましては、やはり採用の辞令交付式の際に、新規採用職員に署名をさせた上で、その場で徴収したいと考えております。

○高倉委員長 今、福島委員がおっしゃられたのは、見直しになったその具体的な理由をちょっとお聞きされていると思うんですね。だから、なぜその国の方針の中で、こういう理由で見直しをしたんですという具体的なものがあつたら、その辺を説明してください。

○安里人事課長 失礼いたしました。

国において、今回見直しのほうを行った理由につきましては、デジタル化を国では進めるということで、

デジタルで完結できるような形にするために、国のほうの意図は書面・押印・対面を不要としたというふうなことでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 現実には、私はあってもなくても同じじゃないかと。逆にあることによって、これね、押印もないよ、書面もないよと、面前でないよと、そうするとこれはどうやって、第三者を通じて渡すのか、どうやって渡すのか。これはタイトルがサービスの宣誓ということであるけれども、そんなに宣誓を厳しくしなきゃならないんならば、面前で押印して、私は宣誓しますよというのが、我々の考えなんだけれども、面前ではないなら手渡し方法はどうやるのか、これ。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 福島委員の、面前じゃなくてどのようにやるのかという御質問でございますが、条例のほうは、国の対面・押印・書面の見直しの一環として今回このような形で改正を行っているところなんですけど、具体的にはこういう形で宣誓書になっているんですけども、やはりこれまでのとおり4月1日の辞令交付式において書面のほうで署名してもらって、その場で提出をしていただくような形で、現在考えているところでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうするとさ、やっぱり新入職員が宣誓して、その日に渡すということは、本人から直接面前で渡すという意味じゃないのか。そして、ここに宣誓書として、私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを誓います、という宣誓書なんだから、これを書くときどういう責任問題が起きるの、これは。起きるだろうね、これ、出すんだから。例えば、押印がなくても。そうすると、水戸市の職員の懲罰規定に引っかかるわけだ。そうだよ。だから、こら辺の問題なんだよ。どうしても必要で、面前でなくても何でも、郵便でも何でもいいという感覚でいいのかな、この辺が、今回の法改正の基本は、面前においてというのを削除したわけだから。そうすると、どうやって出せばいいかという、国の改正が来ている場合には、標準改正が来ているだろうけれども、同時に方法も行政指導の通知で来ているでしょうよ。それは何をやれという理解であるのか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 国のほうにおいては、政令の改正で国家公務員のサービスの宣誓の見直しを行っております。地方に対しては総務省より通知がございまして、やはり地方公共団体においても書面規制、押印、対面規制の見直しを積極的に行うよう通知が出てございまして、それを踏まえまして、今回改正をしたものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、逆に廃止したらば、押印はやるの、これ。こういう面倒くさいやつもあってもなくても同じならば、逆にやったって意義がないでしょうよ。意義があるならば、本人が宣誓するんだから、目の前で私は地方公務員法を守って働きますということになるんだけれども、押印も何もない、面前でなくてもいい

いよ、郵便だったら、極端なことを言えばですよ。本人が書いたか書かないか、何で調べるの、これは。本人が署名した、署名しない、万が一面前じゃなくて持ってきたらば、それを確認できないだろうよ、それは何で確認するのか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 福島委員がおっしゃられるように、本人が書いたかどうか確認できないのではないかとこの御質問でございますが、確かに署名のほうをいただくことにはなっておりますが、本人が書いたかどうかということについては、その場で本人に提出してもらって書類とあわせて確認したいと考えております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 すみません、条例改正で、国の流れを受けてそのようなことで、理由はデジタル化だということで、ここ今、話があったとおりの部分を抜くということでもありますけれども、スタイルとしては変わらず4月1日に辞令交付式をやって、その場で書いていただくという部分になるわけでしょう。その場合には、面前の文言は抜くんだけれども、面前でやるということの理解でよろしいですか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの委員の御質問のとおり、条例のほうを改正するんですが、内容としましてはこれまでどおり、先ほどの辞令交付式の際に宣誓書のほうに署名していただきたいと考えております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 宣誓という意味が自己の主張が真実であることという部分の意味でもあるので、そういった中で、誰が書いたか分からないとかという部分は4月1日の辞令交付式の中で対応するというので、その場でのことなんでしょうから、条例で文言を抜くことになってもしっかりとこの部分が担保されるということで理解しますので、了解をいたしました。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第63号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第72号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第72号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第16号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 これはもう専決処分ですので、もう4月1日からの施行ということになったものと思いますが、固定資産税に関わる改正のうち、まず、アなんですけれども、地価が下落して土地の評価額を据え置くことが課税上著しく均衡を失すると認める場合というのはどういう意味かということですが、そのことと、そもそも水戸市はそんなに下落率はないのかなとは思うんですけれども、実態としてはどうなっているのかということを知りたいと思います。

それから、もう一つは、ウですけれども、固定資産税の負担調整措置というふうになっていますが、これも、土地の評価額に対する前年度の課税標準額の割合に応じた負担調整措置とは何かということで、コロナ絡みで令和3年度分が増える場合は令和2年度の課税標準額と同額とするということなんですけれども、これに伴う影響というのはどれぐらい見込まれるのか、まだそれは言えるのか言えないのか分かりませんが、その点の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 田中委員の御質問についてお答えいたします。

まず初めに、地価が下落して著しく均衡を失するというのはどのような場合かということでございますが、水戸市におきましては不動産鑑定士に委託をしまして、地価の下落が認められた場合にはその下落に対してきちんと価格の修正を行っております。ですので、著しいという表現ではございますけれども、水戸市におきましては、地価が下落している時点で価格の修正をしているということでございます。

続きまして、固定資産税の負担調整措置ということでございますが、こちらにおかれましては、固定資産の場合、評価額がイコール税率を掛ける課税標準でございますが、平成9年度より、土地の価格の急激な上昇にその評価額を使って課税をしますと急激な税の負担になるということで、段階的に評価額ではなく課税標準額を上げていくという措置を取っております。その課税標準額というのが、基本的には評価額の70%が一般的な課税標準額なんですけれども、実はその70%から60%の間の課税標準額であればそのまま据え置くんですけれども、まだ評価額に対して課税標準額が60%に満たないものに関しましては、段階的に上げていく措置を負担調整措置ということで、資産税課といたしましても、負担調整の措置を取りながら適正に課税しております。

最後になりますが、令和3年度に限り、負担調整措置について税額を令和2年度に据え置くということでどれだけ影響があるかということでございますが、本来上昇する課税標準額の合計を算出するというのはなかなか困難ではございますが、あくまでも想定になってしまいますが、令和3年度の負担調整措置等によって上がる分を見込んで計算いたしますと、固定資産税が約750万円、本来であれば上がるというふうに想定しております。

以上でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 今の発言なんだけれども、このコロナ禍で土地が上がっているのか、私も宅建業者だけれども、課税標準額を上げるということなのか。現実には水戸市内の各土地の基準算定をしても、どこが上がっているのか。私は、水戸市の土地評価が上がっているという感覚は一つもないんだけど。これは水戸市ばかりじゃないよ、日本全国ほとんど、東京とかそういう一部は別だけれども、県内だってほとんど上がっていないでしょうよ。そうでしょう。だから、現実には、これ、水戸市が固定資産税を上げるなんていったら社会問題になっちゃうよ。その辺をもう一回答えてくれるか。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、地価は上昇してございません。逆に、水戸市内の地価につきましては下落して

おります。下落率につきましては、およそ1%というふう聞いております。このたび、想定でございますが、約750万円の税額が、令和2年度から令和3年度に据え置かなければ上がるというお話につきましては、本来、固定資産税の評価額に対して税率を掛ける課税標準額といわれるものは最大で評価額の7割に抑えております。7割に全ての土地がなっていれば、土地の上昇というのは下落がありますので、上がることはないんですが、そもそも税率を掛ける課税標準額が60%から70%まで達していない、まだ地価の上昇が平成9年から続いている、その上昇に急激に評価をあわせることができないので、段階的に今でも上げていっている土地がまだ水戸市内にはございまして、その部分が60%に達するまでは若干の上昇があるというふうなことでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 その評価点、要するに国土交通省で各起点を往来して、それで近傍類似の取引に対して試算するわけでしょうよ。だけれども、水戸市が上がっているというのは、このまちうちなのか、それとも田舎なのか、そういうことで、今の話になると誤解を招くことがあるよね。水戸市は上がっているから、750万円固定資産税を上げるんだということの基本的にはどう上がっているのか。

○高倉委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

限定的にどこかというのではございませんで、調整措置としてまだ60%までに行っていない土地に関してだけ、どうしても60%から70%の間に達するまでは段階的に上げていくので、税金を上げたというか、この負担調整措置という税法の下で60%から70%になるまでは段階的に今上げていっている土地がまだ残っているということでございます。現実的には、水戸市内は先ほども申したように下落しております。特に商業地はその下落の対象に多数なっているというふうに、鑑定士からも聞いております。

以上です。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、我々は赤塚のほうだけれども、上がっている地価はどこだって住宅地だってほとんど、バブルの頃から見れば、もう半値、3分の1になっているんだから、委員会でやると新聞社で書かれて、水戸市は値上げするなんていったら大変な問題になるから、そこら辺は良識の範囲内でやってくれないと、これは今年はコロナでみんな困っているのに固定資産を上げるよとかいう問題は、よく考慮してやってもらいたい。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第22号 専決処分について（令和2年度水戸市一般会計補正予算（第12号））（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 報告第22号、補正予算ですけども、報告第23号と一体なんですけど、聞きたいのは歳入な

のですが、事業継続特別対策支援金を、報告第22号では5億円から2億円へ、3億円マイナスをしますと、報告第23号ではその分を積みますということなんですけれども、なぜこうしなきゃいけないのかという素朴な疑問なんです。今まさに6月までの締切りということで事業者へ支援金を出すということですが、5億円の予算のうち半分ぐらいの執行状況というふうな説明が、今回の答弁でもあったわけなんですけれども、何ていいますか、繰り越せばいいんじゃないかと思ったりもするんですけれども、そうしないと、例えば、残ったものをほかに使えないとか、そういう関係なんですか。そういうことを担保するための補正ということなんですか。その辺がどういうことなのかを御説明いただきたいと思います。

○高倉委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問にありましたとおり、5億円を予算計上いたしまして、令和2年度予算で繰越しをして、令和3年度に支払うというのは期目的にも可能ですし、3億円をそのようにすることもできるものでございました。御指摘があったとおり、対象事業が3月までで、6月まで受付をする事業でございます。ですので、5億円を予定どおり支払うのであれば、こういった年度を切り替える補正をせずに繰越しをしてお支払いをするんですが、対象事業が5億円に満たない場合、令和3年度に新たな事業にこの財源を振り向けることができます。しかしながら、令和2年度予算ですと、4月になって補正予算を組むことが不可能になりますので、3億円を令和3年度予算として計上しておきまして、仮にこの3億円の一部が不要になった場合には減額をして、よその事業に振り向けるということが可能になるため、このような措置をしたところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっと分かったような、分からないような感じなんですけれども、要するに、ただ付け替えたといいますか、令和3年度の商工費ですよ、商工費の範囲で使うという意味なんですかね。今の制度の条件緩和だとか、期間延長とかという質問があったわけなんですけれども、それ以外にもいろいろ他部署で使いたいとか、そういうこともあり得るのかなと思うんですけれども、その辺はどういうことなんですか。

○高倉委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ちょっと説明が不足して申し訳ありません。

3億円をのせ替えておりますので、今は商工費で、令和2年度予算の2億円と令和3年度予算の3億円、合計5億円を使うものとしております。仮に、この3億円のうち、減額になった場合にほかの事業に充てたい、例えば、教育や福祉に回したいというときには、令和2年度から繰越しですと予算補正をかけることはできませんので、令和3年度予算で商工費を減額して、使いたい予算に回すということが技術的に可能となるという趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○田中委員 理解できました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第22号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第23号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第1号））（ただし、第1表中歳出及び第2表継続費補正を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第23号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第24号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第24号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時26分 散会